

意見書案第3号

大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	重富達也

大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める
意見書

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）は、大阪市此花区夢洲を会場として、令和7年4月から10月までの半年にわたって開催をする準備が進められているが、会場建設費を始めとした、各種経費の膨張による国民負担の増加が新聞等各種メディアで大きく報じられるなど、課題が山積している。

このような中、資材価格の高騰や人手不足を背景とした建設会社との交渉の難航等の影響により、かねてから準備の遅れが指摘されてきたが、大阪・関西万博を運営する日本国際博覧会協会は、本年2月に参加者自らが建築する必要のあるパビリオンタイプA（敷地渡し方式）に関する、大規模な建設作業の完了目標を本年7月から10月中旬へと変更したところである。

また、会場となる夢洲は、廃棄物等の埋立地であることから、電気やガスといったライフラインの整備のほか、地盤沈下対策や液状化対策を含む大規模な土地造成工事がパビリオン等の各種施設や設備の建設と並行して進められているが、本年元旦に発生した令和6年能登半島地震の復旧・復興に必要な建設資材や人員の確保等に影響を与えることが懸念される。

さらに、来場者数については、国内外から約2,820万人の来場を想定しているが、大阪府の宿泊施設の平均客室稼働率は、訪日外国人の増加と国内旅行の回復があいまって、昨年8月時点においても、東京都を超える80%となっていることから、大阪・関西万博の開催時に一時的に増大する需要について、大阪府のみで対応することは困難である。

よって、国におかれては、多額の国費が投じられる大阪・関西万博について、令和6年能登半島地震の復旧・復興の優先と会場となる夢洲の着実な整備等のため、開催時期の延期や宿泊施設の受入能力に比較的余裕があり、かつ、コンベンション施設を有する兵庫県、奈良県、和歌山県等の関西圏の近隣都市にも会場を追加し分散開催するなど、開催時期や会場の追加を含めた開催手法を見直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

経済産業大臣

国際博覧会担当大臣